

京都市告示第 53 号

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 2 日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	上賀茂緯58号線	北区上賀茂東上之段町48番地の2地先 同区上賀茂坂口町14番地の4地先		
2	岩倉30の2号線	左京区岩倉花園町176番地地先 同町162番地の20地先		
3	山科大塚緯10号線	山科区大塚北溝町83番地地先 同町85番地の2地先		
4	石田経15号線	伏見区石田森南町19番地地先 同上		
5	深草緯74号線	伏見区深草キトロ町84番地の7地先 同町85番地の5地先		

(建設局土木管理部道路明示課)